

提出者 齊藤あつし

質問事項

- 一 今後の都内の経済状況予測について
- 二 東京都内の民間事業者による汚泥処理について
- 三 震災避難者が認証保育所を利用する場合の対応について
- 四 子ども家庭支援センターの育児（産後）支援ヘルパーについて
- 五 震災支援物資（義援物資）について
- 六 地デジ化について
- 七 東京電力株主としての東京都の所見について

一 今後の都内の経済状況予測について

東日本大震災の直接・間接の被害を受けて多くの東京の中小企業の営業も打撃を受けました。どの程度の被害や減収となるのか大変気になるところです。

- 1 補正予算では、中小企業支援として融資において様々な支援策が用意されましたが、この支援規模はどのような推計によって算出されたものでしょうか？
- 2 復興に伴って建設業の東北地方での受注件数などは上向きになると思いますが、どのように東京都は推測していますか？
- 3 今後都内の中小企業の経営を中心とした経済の動向については、都としてはどのように予想していますか？

二 東京都内の民間事業者による汚泥処理について

東京都水道局の浄水場及び東京都下水道局の下水道処理に於いては降雨による大気中の放射性物質が河川や下水に混じり、集約されていることに対して調査および除去することについて注意を払っているとのことである。

- 1 都内には道路側溝汚泥や建設汚泥の中間処理を行う民間業者も多い。浄水場や下水道処理施設ほどの集約は無いかと思うが、地表面の放射能も話題になっている中で、民間事業者の処理施設などは東京都の処理施設に較べて設備が必ずしも十分な施設ばかりとは限らないし、増してや放射能測定の手配も難しいと思う。震災後の放射性物質不安を受けて民間事業者からの放射性物質調査について東京都のアドバイスを求めるような事例はあったのか？
- 2 民間事業者で、土や汚泥を一時的に溜めている施設などがあれば、周辺住民に対して不安を与えないように、溜めている汚泥の放射能汚染の有無について説明する必要があることもあると考える。依頼があれば、東京都が調査に協力をすることがあるのか？

3 本会議での東京都の答弁ではバグフィルターなどの除去設備の良さも放射性物質対策事例として紹介されていた。民間事業者の場合、事業者によっては設備も様々であり、除去能力にも差があると思う。東京都としては、設備の差で放射性物質残渣量に差が出ると思うか、それともそもそも検出されるような放射性物質混入がないまたは微量と考えるか？

三 震災避難者が認証保育所を利用する場合の対応について

3月14日に文部科学省より「公立幼稚園,高等学校及び特別支援学校等における入学料の取扱い等について公立幼稚園,高等学校及び特別支援学校等において,今回の地震により,生徒又は幼児の学資を負担している者が災害を受け,授業料(保育料),入学料(入園料),受講料,寄宿舍使用料等の納付が困難な者(被災に伴う転入学者等を含む。)に対しては,各地方公共団体における入学料等の免除及び減額に関する制度等も踏まえて,配慮すること。」とある。

幼稚園についてはこのように、被災者の負担軽減についての配慮がなされる仕組みとなっている。

一方、被災地の中には幼稚園ではなく保育を必要とする場合もあると考えられる。

認可保育所の場合、市区町村が入所決定を行うものであり、保育料も国基準の中で決定されているが、東京都が誇り、東京都にしかない認証保育所の保育料は、上限額の設定はあるものの、基本的には幼稚園と同様に、直接契約で決まる。

しかし、県外からの避難者には認可保育所が既に満員で、認証保育所利用する方もおられると思う。住民票を取得している人ならばその居住自治体の減免制度や補助制度によって保育料が軽減することがあるが、住民票を移すに至らない避難世帯の場合はどのような対応となるのか？

四 子ども家庭支援センターの育児(産後)支援ヘルパーについて

福祉保健局少子社会対策部家庭支援課が担当する子ども家庭支援センターでは、産じょく期における母子支援の一つとして育児支援ヘルパー事業を実施しているところであるが、都内における事業の実施状況について伺う。

五 震災支援物資(義援物資)について

私も初日の3月18日に支援物資をお願いした第2庁舎の一般都民からの物資受付は目に見える形の都民参加支援としても良かったと思う。一方で、多摩地域や区東部の住民は新宿まで持ついくのにガソリンが不足する中で車が使えず、鉄道で運ぶために多くの物資を運べない都民もいるのではと心配したが、各自治体で個別に受け付け場所を作り、集約して東京都の支援物資輸送に合流させたのは良かったと思う。

1 義援物資を指定して募集するという都民への広報はしっかりしていたと思うが、知らずに指定外の物資を持参・送付した都民もいたと思う。都民への周知結果はどうだったのか。所見を伺う。

2 今回「未開封」「物資種類指定」は「莫大な義援物資の整理の手間」を考えると良い判断であったと考える。その一方で指定された物資は一定期間を過ぎると支援先に十分な量が確保されてしまうこともあったのではないかと、臨機応変に種類を変えると都民への周知が徹底せず、混乱してしまうので難しいであろう。今回の義援物資の募集の総括としてどのような課題が残っ

たのか伺う。

3 今後都民からの義援物資の受け付け・搬送という災害支援をしたらどのような工夫を新たに加えるべきかなど、検討していくべきと考えるが、所見を伺う。

六 地デジ化について

いよいよ7月24日のアナログ放送中止、全面地上デジタル放送スタートです。

1 奥多摩や島しょ部の地デジ化は完了したのでしょうか？

2 むしろ都市部の高齢者の方が地デジ化が浸透していないのかもしれませんが。どの程度の都民がまだ地デジ化していないと推計されますか？また、それは地域環境ゆえの遅れではなく個人の判断による遅れなののでしょうか？

七 東京電力株主としての東京都の所見について

東京都は(株)東京電力の株4267万6000株を有する5番目の大株主である。6月28日の株主総会でも多くの株主から様々な質疑と提案、意見が出されたのは報道の通りである。原子力発電所の推進や撤退などの長期的な課題については賛否もあると思うが、今回の福島第1原発については震災・津波対策の不備や作業員の安全確保の不備など、会長が株主総会で謝罪をするような不手際が企業としてあったのは事実と考える。株主としてどう考えるのか何点か伺う。因みに、私としては、いきなり全ての原発急停止は難しいと思うが、再生可能エネルギーや代替エネルギー、自然エネルギーの比率を高める脱原発路線は進むべき道と考える。

1 東京都は株主として東京電力株式会社の経営に責任がある。会社に対して意見を述べるべきと考えるが所見を伺う。

2 東京都は、脱原発を求める株主提案に反対した。賛成するよう都民から電話など意見もあったようだが、東京都が、今回、議案の賛否を決めるにあたって、こうした都民の声をどのように反映したのか。

平成23年第二回都議会定例会

斉藤あつし議員の文書質問に対する答弁書

質問事項

一 今後の都内の経済状況予測について

1 補正予算では、中小企業支援として融資において様々な支援策が用意されたが、この支援規模はどのような推計によって算出されたものか伺う。

回答

都は、今回の補正予算における制度融資の融資目標額の設定にあたり、利用実績はもとより、各種の景況調査や、信用保証協会及び金融機関等との意見交換、国の一次補正予算などを踏まえて、都内中小企業の資金需要についての的確な把握に努めました。

補正予算においては、震災により直接又は間接被害を受けた中小企業を対象とする「災害緊急」を新設するなど、制度融資の融資目標額を1,500億円上積みし、過去最高レベルの2兆2,000億円に引き上げました。

質問事項

一の2 復興に伴って建設業の東北地方での受注件数などは上向きになると思われるが、どのように東京都は推測しているのか伺う。

回答

国土交通省が平成23年6月に発表した「平成23年度建設投資見通し」によりますと、東日本大震災からの復旧等のための政府建設投資額は、約2兆4,100億円、うち東北での投資額は約1兆7,700億円と推計されています。

また、民間建設投資についても、同省は「今後、住宅、非住宅や民間土木については、復興需要が大量に生ずることが想定される」としています。

都内建設業への受注の可能性についてですが、実際の受注獲得は企業間の競争の結果によるものであり、都内建設業の受注増がどの程度となるかは予測できない状況です。

質問事項

一の3 今後都内の中小企業の経営を中心とした経済の動向については、都としてはどのように予想しているのか伺う。

回答

平成23年8月中旬における都内の経済状況ではありますが、内閣府や日銀は、景気に持ち直しの動きがみられるとの判断を示しており、また、先行きについても、サプライチェーンの立て直し等を背景に、景気の持ち直し傾向が続くことが期待されています。特に、日銀短観における「大企業・製造業」の景況見通しでは、いわゆる「V字回復」を示しています。

その一方で、都内中小企業の業況の回復はまだ本格化しておらず、また、国内の電力制約や海外景気の下振れ懸念に加え、為替レート・株価の変動等によっては、景気が下振れするリスクが存在しており、こうした動向を引き続き注視していく必要があると考えています。

質問事項

二 東京都内の民間事業者による汚泥処理について

1 汚泥の中間処理を行う民間業者の処理施設などは東京都の処理施設に較べて設備が必ずしも十分な施設ばかりとは限らない。震災後の放射性物質不安を受けて民間事業者からの放射性物質調査について東京都のアドバイスを求めるような事例はあったのか伺う。

回答

道路側溝汚泥や建設汚泥の中間処理を行う民間の産業廃棄物処理業者から、放射性物質調査のアドバイスを求められた事例はありません。

質問事項

二の2 民間事業者で、土や汚泥を一時的に溜めている施設などがあれば、周辺住民に対して不安を与えないように、溜めている汚泥の放射能汚染の有無について説明する必要がある出てくることもあると考える。依頼があれば、東京都が調査に協力することがあるのか伺う。

回答

民間の産業廃棄物処理業者が行う放射性物質調査に対して、都が技術的助言を行うことはあります。

質問事項

二の3 民間事業者の場合、事業者によっては設備も様々であり、除去能力にも差があると思う。東京都としては、設備の差で放射性物質残渣量に差が出ると思うか、それともそもそも検出されるような放射性物質混入がないまたは微量と考えるか、所見を伺う。

回答

降下した放射性物質が、土壌に付着することにより、道路側溝汚泥から放射性物質が検出されることはあり得ます。

ただし、道路側溝汚泥は、通常、焼却せずに脱水処理されており、焼却灰ほど高濃度に濃縮されることは考えにくく、設備能力による差も少ないと考えられます。

また、建設汚泥は、地中の土砂を掘削して生ずるものであり、降下した放射性物質が混入することは、極めて少ないと考えられます。

質問事項

三 震災避難者が認証保育所を利用する場合の対応について

避難者が認証保育所を利用する場合、住民票を取得している人ならばその居住自治体の減免制度や補助制度によって保育料が軽減することがあるが、住民票を移すに至らない避難世帯の場合はどのような対応となるのか伺う。

回答

震災避難者で保育の利用を希望される方については、受入れを行っている各区市町村において、個々の相談に応じ、そのニーズに基づき、適切に対応しています。

また、保育料の軽減については、保育の実施主体である区市町村が、利用者の状況等を勘案して、それぞれの判断に基づき行うものです。

なお、現在までのところ、都に震災避難者の認証保育所の利用についての問合せは寄せられていません。

質問事項

四 子ども家庭支援センターの育児（産後）支援ヘルパーについて

福祉保健局家庭支援課で担当している子供家庭支援センターでは、産じょく期における母子支援の一つとして、育児支援ヘルパー事業を実施しているところであるが、都内における事業の実施状況について伺う。

回答

育児支援ヘルパーは、体調不良等により家事や育児に困難を伴う妊産婦等に、日常生活の世話や必要な支援を行うものです。

都内においてこうしたヘルパー派遣を実施している区市町村は、平成23年6月1日現在、23区26市の区市全てと、大島町です。

質問事項

五 震災の支援物資（義援物資）について

1 義援物資を指定して募集するという都民への広報はしっかりしていたと思うが、知らずに指定外の物資を持参・送付した都民もいたと思う。都民への周知結果はどうだったのか。所見を伺う。

回答

都は、義援物資の募集に当たり、福島、宮城、岩手の3県から要請された生活物資の中で、避難後すぐに必要となる物資や、乳幼児や高齢者など生活弱者が常時必要とする物品を指定しました。

都民への周知については、都のホームページのほか、テレビやラジオ、新聞を通じて行うとともに、コールセンターを設置し、約14,600件の各種の問い合わせに対応しました。その結果、多くの都民から義援物資が集まり、その数は、約35,500件に上りました。

物資の指定を知らずに、指定以外の品目が持ち込まれたケースや、是非送りたいとして、指定以外の物資が持参・宅配されたケースもありましたが、これらについても送付可能なものは受け付けました。

質問事項

五の2 今回の義援物資の募集の総括として、どのような課題が残ったか伺う。

回答

各避難所において必要とされている物資を正確に把握することは困難です。また、被災地で必要とされている物資の品目と必要量は、避難期間の経過とともに変化します。このため、義援物資と必要な物資とをマッチングさせること、また、義援物資の必要量を適宜把握していくことが、募集における課題と認識しています。

質問事項

五の3 今後、都民からの義援物資の受付・搬送という災害支援をするとしたら、どのような工夫を新たに加えるべきかなど、検討していくべきと考えるが、所見を伺う。

回答

都では、平成23年11月を目途に、防災対応指針を策定することとしており、その中で、震災時の物資の備蓄と調達のあり方について、国、自治体、事業者、都民の役割分担や、広域的な相互補完などの観点から広く検討を行うこととしています。

この指針も踏まえ、来年に予定している地域防災計画の修正の中で、義援物資の受付・搬送のあり方についても検討していきます。

質問事項

六 地デジ化について

1 7月24日にアナログ放送中止、全面地上デジタル放送スタートするが、奥多摩や島しょ部の地デジ化は完了したのか伺う。

回答

西多摩郡部及び島しょ部の13町村における地上デジタル放送への対応については、これまで、放送事業者によるデジタル中継局の整備や、共聴施設の改修等により準備を進めてきましたが、それでもなお、地形の影響や電波の混信等により、アナログ放送が停止する平成23年7月24日までに恒久的な地上デジタル放送の受信対策が完了しない世帯が約3,000世帯あります。

これらの世帯では、共聴施設の新設やデジタル中継局の出力変更等の必要な対策が完了するまでの間、総務省が実施する「暫定的難視聴対策事業」により、衛星放送を利用して、地上デジタル放送の番組を視聴することができます。

なお、衛星放送を視聴するためのBSチューナー及びBSアンテナは、対象世帯に対して無償貸与されます。

質問事項

六の2 どの程度の都民がまだ地デジ化していないと推計されるか。また、それは地域環境ゆえの遅れではなく個人の判断による遅れなのか伺う。

回答

総務省が実施したアナログ放送停止の約半年前に当たる平成22年12月における「地上デジタルテレビ放送に関する浸透度調査」によると、地上デジタルテレビ放送対応受信機の世帯普及率は、普及目標である96パーセントに対して、全国平均では94.9パーセント、東京都では95.4パーセントであり、おおむね総務省が設定した目標どおりに推移しています。

一方、総務省公表の平成23年6月30日現在における「地デジ視聴に必要な受信環境整備の状況」によると、都内では、集合住宅や、ビル陰による受信障害地区等において、地上デジタル放送を受信するために共同アンテナの改修等が必要な世帯は、約74,000世帯（1.2パーセント）と推計されていますが、それぞれ個別に対応する予定となっています。

なお、総務省では、共同アンテナの改修経費の一部を助成する支援等を実施しており、都としても、国や区市町村と連携し、こうした各種支援策の周知広報に努めています。

質問事項

七 東京電力株主としての東京都の所見について

1 東京都は株主として東京電力株式会社の経営に責任がある。会社に対して意見を述べるべきと考えるが、所見を伺う。

回答

都は、平成23年3月末現在、東京電力株式会社の株式を42,676,791株保有しており、その出資比率は2.66パーセントとなっています。株式会社制度の下においては、株主は所有と経営の分離の原則に基づき、その出資の範囲内で有限責任を負うものです。

都は、これまでも、東京電力株式会社に対して、鉄道事業者に対する電力の優先供給について要請を行うなど、都の考え方を主張してきたところであり、今後とも、必要に応じて、意見を述べてまいります。

質問事項

七の2 東京都は、脱原発を求める株主提案に反対した。賛成するよう都民から電話など意見もあったようだが、東京都が、今回、議案の賛否を決めるにあたって、こうした都民の声をどのように反映したのか伺う。

回答

都政は、代表民主制の下で運営されており、都民から選ばれた知事と議会における議論により意思決定されることが基本となっています。

都政の執行過程においては、当然のことながら、様々な形で寄せられる都民からの御意見や御要望などを吸収し、参考にしているところです。

今般の東京電力株式会社の定時株主総会において一部株主から提案のあった原子力発電からの撤退を求める議案については、原子力発電のあり方は、一会社の株主総会で決めるべき事柄ではなく、広く国民的な議論の上で決めるべきことと判断し、反対しました。